

令和3年度第4回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第4回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■番■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■委員、■■両委員にお願いいたします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-4の案件につきまして、■■推進委員お願いします。
	■■番	推進委員の■■です。7月25日に私と■■農業委員と譲受人であります■■さんと現地確認をしました。書類等は綺麗に整理されておりましたので審議の程よろしく申し上げます。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■番	畑で何を耕作されるんですか？
	事務局長	申請書には野菜等を作付けされると書いてあります。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-7の案件につきまして、■■推進委員お願いします。
	■■番	推進委員の■■です。7月26日夕刻、申請人であります■■様と■■農業委員さんと私の3名で現地調査いたしました。現場は本庁役場より県道■■号■■線を■■へ■■km行った所へあります。現況写真の3ページの赤線の枠内に墓地を申請されました。審議の程よろしく申し上げます。
	議 長	ありがとうございました。4-8の案件につきまして、■■推進委員お

		願います。
	■番	■担当の■です。受付番号4-8について報告致します。場所は■より■ハ約■の場所にあります。7月27日に■農業委員さんと調査しました。すでに太陽光の装置が設置されておりました。書類等も適切に出ておりますので審議の程よろしく願います。
	議長	ありがとうございました。4-9の案件につきまして、■推進委員願います。
	■番	■地区担当の■です。受付番号4-9について報告します。場所は■支所から■ハ■kmほど行った■地区です。7月28日に■農業委員と申請者の■さんと現地調査しました。既存の墓が高所にあり不便なため申請地に移設したいということです。申請地は作付けされていない休耕中の畑です。以上です。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら願います。
	■番	■番■です。4-8の■さんの案件ですが、航空写真を見ても■番地の田がありますが駐車場かなにかで利用されている土地になっています。その隣の■は建物で宅地になっています。田になっているのが田として使われていないというのはどういうことでしょうか。ただ太陽光パネルについては問題ないと思います。■の所有者のかたが誰かは分かりませんが、そのへんは調べてらっしゃるのでしょうか？
	事務局長	■は■です。今回の案件は、■番地にすでに許可して設置しています太陽光パネルが設計書と違って■番に入る形で設置してあるわけです。今ご指摘の■番地が田になっていますが資材置き場になっております。パトロールで現況を確認するリストに入っております。今回の■番地に当初許可を出している太陽光発電設備は■番地になります。そのパネルを全面に設置する予定が下に設置せず右にのばしてしまったという状況です。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-4の案件につきまして、■推進委員願います。
	■番	■地区担当の■です。7月28日に■委員と代理人の■の■さんと私の3人で現地確認を行いました。場所は役場

		<p>■■■■より■■方向■■kmのところにあります。県道■■■線の■■■に入る道を■■■位入った所です。譲渡人は現住所が遠く耕作することが困難になり他に耕作する人もいないことから、当農地を有効利用したいということです。譲受人は他の所有地もないので当農地を譲り受け売電用太陽光パネル発電設備を設置するということです。周辺の農地等に影響はないと思われます。審議の程よろしくお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5-6の案件につきまして、■■■委員お願いします。</p>
	■■番	<p>■■■推進委員が報告するところ■■■推進委員が急用のため■■■が報告します。受付番号5-6について報告します。場所は■■■号線、■■■交差点より■■■kmの場所にあります。調査日時ですが7月28日に私と■■■推進委員と譲渡し人の■■■さんの奥さん同行のもと調査しました。事前に■■■推進委員のほうに調査内容が届いた時に■■■さんに連絡を取って日程調整をしたところ、まだ検討中で結論が出ていないと言われ、これはおかしいということで事務局に連絡を取って確認をしたところ、現地調査だけはしておいてくださいということで前日調査をしたところ、調査の前日にはまだ結論が出ておらず税理士さんと相談しているということでした。しかしながら、現地調査をして下さいということなので申請通り結論が出るという前提で調査いたしました。調査内容ですが譲渡し人の■■■さんは今介護が必要であり、息子さんは遠方へ仕事に行かれており何年もこの申請地で作付けをしておらず、今後も耕作をする予定がなくこのまま荒らすのは周辺に迷惑を掛けてもいけないので、譲渡し人に管理してもらったほうがいいと判断をしているということでした。周辺には以前本人さんが同じように太陽光を設置されておられます。周辺の農地への影響ですが、申請地の一番下に他のかたの農地があり稲作をされております。この農地の水路に影響等がないように水路だけは確保していただくように言って帰りました。その他の影響はないものと思われます。申請に関する添付書類も土地登記簿、謄本、公図の写し、建物の配置図、委任状、被害防除措置計画書等の添付書が出ております。結論が出ておられない判断で調査をして参りました。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5-5、5-7の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。</p>
	■■番	<p>■■■地区担当の■■■です。5-7について報告します。場所は■■■から■■■へ■■■ほど行った■■■地区です。7月28日に■■■農業委員と受け渡し人の■■■さん同行のもと調査しました。2筆ありますが隣接して現在作付けされていない休耕中の畑で太陽光発電設備設置のための所有権移転です。譲渡し人は後継者がおらず今後も作付けする予定がないとのことでした。譲受人のかたに連絡を取ってみたところ工事のほうは神石高原町が現在町道を造成するというので、神石高原町との境に接しているためその工事の進捗状況に合わせて太陽光発電の工事</p>

		認を得ていない、ID 番号をもらっていない案件です。5-7もそうですがこの工事をする業者さんは非 FIT で太陽光発電設備をされておりまして、普通なら1筆1つの認可でございますからその筆を分けることは転売を目的でなければできないんですが、5-5につきましては1930㎡を2つに分けてまして510枚を2工事分で設置されます。中電とも2個口で契約をされておりまして。工事負担金も半分されて2か所分払われております。ですから合計で84.15kwの発電を行うということで、後の転売は考えておられないということです。84.15kwなら高圧になりますので510枚で84kw発電したら無駄になっているところを2口にして工事を2か所して有効に無駄のないような売電を計画されておりまして。両方で510枚という計画になっております。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	5-6は■■■■と■■■■の間に2枚ある？
	事務局長	3枚で1筆です。上の■■■■も2枚で1筆です。■■■■は3枚で1筆ですけど一番下の筆は3筆の1部を1筆にしているんです。■■■■の一部と■■■■の一部と■■■■の一部を使って1枚にしているということです。
	■番	■■■■が航空写真では畑になっているが？
	事務局長	登記簿上では畑ですが現況は全部田んぼで耕作されていたみたいです。
	議長	下にあるHIKARI PLUSはまだ地目変更してないん？
	事務局長	これは午前中言いました地目変更の指導の案件になるかと思しますので、その表にありましたら確認よろしくをお願いします。
	議長	5-7は町道設置後ということになっているが、町道はいつ頃つくん？
	事務局長	先程町道設置後と言われたんですけど、太陽光パネルは許可されたら設置されます。被害防除計画書で雨水の排水を東側のほうに持ってくるような図面になっていたんですけども、道路は西側のほうが低いんです。建設課と話しをして、太陽光パネルの排水を法面のどこに持ってくるかを教えてくれればそこに排水を下ろすと町道のほうが計画をしてくれていますので、被害防除で工事の時には図面で法面をどこに持ってくるかを示してくださいと業者には言っております。その排水の柵をうけて道路の工事のほうが法面から排水してくれて、立坑を設置してくれるという運びになっております。
	議長	現況写真の12ページの重機が入っているところが町道の工事をしているところ？
	■番	ここはトマトの圃場です。以前総会に出たものです。
	事務局長	奥側の切っただけところが道路の法面になります。そこまでトマトの圃場整備がかさ上げされるわけです。法面や道路が出来た時に水路の下流側のところから立坑をおろしますよと建設課のほうで言われています。何もなかったら法面に雨水排水が流れてしまいますので道路管理者のほうもそれでは困りますよということで排水に合わせてくれるという

		ことになるそうです。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時20分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年8月27日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>